

22年4月26日(火) ヤングケアラーに関する思考 (その1)

○ “ヤングケアラー (子ども)” へのケアラー (大人) の要請 (切実) に応える

政治と行政の善意が陥る “施策に潜む罠”

- ・ 善意と優しさが生む意図せざる差別の温床に
- ・ 当初は働く親に代わって介護に携わる高校生の問題であったはずだが
- ・ そこに中学生が入る現実への同情に近い理不尽さへ訴えに射程が広がり
- ・ 母親が介護や看護の要介護者になることで問題の解き口が複雑になる

○ 家族内の看護や介護に関わることが可能な家族外の供給システムは介護保険システムしかない現実にとじろぐ行政担当者と無知を装う研究者 (政治家も?)

- ・ 障がい者に対処する福祉のシステムは存在するが、多数派のリアル (社会の慣習と常識) は、家族内での対処 (問題解決) を求め、要介護・看護者と介護・看護者 (母親) 以外の家族は忍耐と自立を強制される。
- ・ さらに、幼い兄弟姉妹の世話 (生活補助としつけ) がケアの対象に繰り込まれて、小学生調査では兄弟姉妹の日常生活のサポートがヤングケアラーのラベリングの対象に。

○ ここまで広がると、ヤングケアラーという言葉、概念に内包される意味は、母親の就労批判と一人親を不幸の原因とみなすかつての常識の復活につながる。

- ・ 事実、調査結果の報告書には、共働きと一人親がヤングケアラー誕生の社会的要因の欄に書き込まれる → 大人が担うべきことを子どもに、とのヤングケアラーの説明に透けて見えるのは、大人という枠の真中に母親の無責任批判が存在しないか・・・
- ・ 少なくとも、公的調査に一人親や共稼ぎを子どもの問題の社会的背景として列記することの問題性への無自覚さに不安 (無知の暴力、善意の差別) を。

○ 学校生活に適合できないことを不可とする視点が復活する

- ・ 不登校の問題視に潜在する学校の拘束批判で得た学校教育の相対化の契機の喪失

★ 他の手段によるケアを提供する法制度の保障なく、当事者 (ヤングケアラー) の心のケアを言葉で行う作業は、介護や看護や世話の行為を被害と加害の関係に置き換える

- ・ 可哀想の感情 (目線) は当事者の自尊と貢献の行為を被害者のラベリングに変質し当事者の誇りを砕くことに
- ・ いじめとは異なり、家族のケアは社会的賞賛の対象であったはず
- ・ それを不幸なこと、その理由を勉強の妨げ、学校生活ルールへの不適合を上げることで、不幸のレッテル (ラベリング) の対象になり、そのことが差別の感情の温床に

○ 介護保険と同様に、家族内ケアを社会の役割とおき、介護保険システムの拡大に向けるので有れば選択肢が見えてくるが

- ・ 問題が明確になればなるほど、新たな法と財を伴う社会システムの展開に結びつけることなく、既存の仕組み入れ込むことで、その仕組み本来の機能の不全をもたらす
- ・ 社会保障、福祉、教育、学校、病院に責任を割る先に見えてくるのは・・・
- ・ “こども庁” から “こどもに家庭庁” への変化は、家族内に母親の役割を閉じ込める